

[illegible]

※入札金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）である。

[illegible]

※入札金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）である。